今治市リユース自転車貸出事業実施要綱

令和７年４月１日制定

今治市サイクルシティ推進協議会要綱

（目的）

1. この要綱は、自転車を市内の高等学校に在学する者に貸し出し、移動手段における利便性の向上及び自転車の活用推進を図ることを目的とする。

（対象者）

1. 自転車の貸出対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、今治市サイクルシティ推進協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。
	1. 市内の高等学校その他これに類する学校教育法上の学校に在学していること。
	2. 必ず自転車用ヘルメットを装着すること。
	3. 自転車を安全かつ適正に利用できること。

（貸出期間）

1. 自転車の貸出期間は、貸出日の８時から当該貸出日の19時まで(12月から翌年２月までは18時まで)とする。

（貸出台数）

1. 貸出しする自転車の台数は、１人につき１台までとする。

（手続等）

1. 自転車の貸出しを受けようとする者は、自転車貸出名簿（別記様式）に、貸出日、氏名、住所、電話番号及び学校名を記載しなければならない。
2. 自転車の貸出しを受けようとする者は、学生証又は市内の高等学校その他これに類する学校教育法上の学校に在学することを証する書類を提示しなければならない。
3. 会長は、自転車貸出名簿及び前項の規定により提示された学生証等を確認し、適当と認めたときは、自転車の貸出しを承認するものとする。

（貸出し及び返却の方法）

1. 自転車の貸出しは、今治北高架下自転車駐車場で直接引き渡すものとする。
2. 自転車の返却は、当該自転車の貸出しを受けた使用者（以下「使用者」という。）が今治北高架下自転車駐車場へ直接返却するものとする。なお、自転車は、通常の使用による摩耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、ライト等の変形、破損及びパンクの修理等を使用者の負担により施し、引渡しを受けたときに確認した状態で返却するものとする。

　（貸出料金）

1. 自転車の貸出料金は、無料とする。

（貸出しの取消し）

1. 会長は、次に掲げる場合は、貸出しの承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。
	1. 使用者が第２条の要件に該当しないことが判明したとき。
	2. 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
	3. 使用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。
	4. 災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。
	5. 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めるとき。

（返却義務）

1. 使用者は、次に掲げる場合は、自転車を返却しなければならない。
	1. 貸出期間が終了したとき。
	2. 貸出期間中において自転車を利用する必要がなくなったとき。

（貸出中の管理責任）

1. 使用者は、貸出期間中の自転車の保管について、善良な管理者の注意義務を以て管理しなければならない。
2. 使用者は、貸出しする自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次により処理するものとする。
	1. 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書を交付してもらうこと。
	2. 直ちに被害状況を会長に報告し、会長の指示に従うこと。
	3. 盗難その他の被害に関し、会長が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

（遵守事項）

1. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
	1. 道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
	2. 自転車に乗る者は、自転車乗車時に必ず自転車用ヘルメットを着用すること。
	3. 当該自転車を適切に保守及び管理を行うこと。
	4. 当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
	5. 当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
	6. 当該自転車に改造を行わないこと。

（事故と損害賠償）

1. 使用者は、貸出期間内に、当該自転車に係る事故が発生しときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置を取るとともに、速やかに会長に報告し、会長の指示に従わなければならない。
2. 自転車の利用に伴い、使用者の責めに帰すべき事由による事故によって生じた損害等について、使用者がこれを賠償しなければならない。

（雑則）

1. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

 附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

リユース自転車貸出名簿

　今治市自転車貸出事業実施要綱第５条の規定により自転車の貸出しを申し込みます。なお、自転車の使用に際しては同要綱第10条に規定する事項を遵守します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 貸出日 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 学校名 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |